

委託先の監督



〔個人情報保護に関する法律〕

- 個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いについて委託する場合、委託先に対し必要かつ適切な監督を行わなければなりません。

〔雇用管理に関する指針〕

- 雇用管理に関するデータの取扱いについても、個人データの入力、編集、出力等の処理を委託する場合には、委託先の個人情報保護、セキュリティーの現状を把握し、委託先に対する十分な監督が必要です。
- 委託先との契約を締結する際には、以下のような項目について、留意することが望まれます。
 - ・ 委託先において、取扱いを通じて知り得た情報を漏らしたり、盗用したりしてはならないこと
 - ・ 再委託を行う際に委託元へ文書による報告を行うこと
 - ・ 委託契約期間等を明記すること
 - ・ 利用目的の達成後において、その個人データを確実に破棄又は削除すること
 - ・ 委託先における個人データの加工（委託契約の範囲内のものを除く。）、改ざん等を禁止又は制限すること
 - ・ 委託先における個人データの複製、複製（安全管理上必要なバックアップを目的とするもの等委託契約範囲内のものを除く。）を禁止すること
 - ・ 委託先において、漏えい等の事故が発生した場合、委託元への報告義務を課すこと
 - ・ 委託先において、漏えい等の事故が発生した場合、委託先の責任が明確化されていること